

平成 3 1 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

印刷物番号

30-75

も く じ

報告第	1号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
議案第	2号	平成30年度大東市一般会計補正予算（第7次）について-----	別冊
議案第	3号	平成30年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第3次） について-----	別冊
議案第	4号	平成30年度大東市介護保険特別会計補正予算（第3次）に ついて-----	別冊
議案第	5号	平成30年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第3次）について-----	別冊
議案第	6号	平成31年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第	7号	平成31年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第	8号	平成31年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	9号	平成31年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	10号	平成31年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第	11号	平成31年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算につい て-----	別冊
議案第	12号	平成31年度大東市2駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	13号	平成31年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊
議案第	14号	平成31年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第	15号	大東市総合計画の基本構想および基本計画の変更について-----	別冊
議案第	16号	大東市男女共同参画社会行動計画の変更について-----	別冊
議案第	17号	大東市地域福祉計画の変更について-----	別冊
議案第	18号	大東市自殺対策計画の策定について-----	別冊
議案第	19号	大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 の一部を改正する条例について-----	2
議案第	20号	大東市補助金等の交付等に関する条例について-----	4
議案第	21号	大東市情報公開条例の一部を改正する条例について-----	1 1
議案第	22号	大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改 正する条例について-----	1 3

議案第 2 3 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について-----	1 5
議案第 2 4 号	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を 改正する条例について-----	1 9
議案第 2 5 号	大東市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例につい て-----	2 1
議案第 2 6 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	2 4
議案第 2 7 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について-----	2 6
議案第 2 8 号	大東市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について-----	2 9
議案第 2 9 号	大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技 術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について----	3 1
議案第 3 0 号	大東市奨学貸付条例の一部を改正する条例について-----	3 4

報告第1号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成31年1月29日 |
| 2 損害賠償の相手方 | 東大阪市水走四丁目6番25号
東大阪都市清掃施設組合 |
| 3 損害賠償の額 | 金45,360円 |
| 4 損害賠償の理由 | 平成30年12月26日東大阪市水走四丁目6番25号の東大阪都市清掃施設組合敷地内において、本市自動車（教育政策室）が後進したところ、相手方が設置していたブロック塀に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第19号

大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

指定管理者による公の施設の管理について評価を行うこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「委員」の次に「（教育委員会にあつては、教育長および委員）または委員」を加える。

第15条の見出しを「（指定管理者選定評価委員会）」に改め、同条第1項中「審査」の次に「および指定管理者による公の施設の管理についての適正な評価」を加え、同項第1号中「大東市指定管理者選定審査委員会」を「大東市指定管理者選定評価委員会」に改め、同項第2号中「大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会」を「大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会」に改め、同条第2項中「5人」を「6人」に改め、「審査し」の次に「、指定管理者による公の施設の管理についての評価のために必要な調査審議を行い」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第20号

大東市補助金等の交付等に関する条例について

大東市補助金等の交付等に関する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく補助金等の交付等について、必要な事項を定めるため。

大東市補助金等の交付等に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく補助金等の交付等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行および交付の決定の適正化を図るとともに、補助金等の公正性および透明性を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が本市以外のものに対して地方自治法第232条の2の規定に基づき交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を実施する個人または法人その他の団体をいう。

（適用の範囲）

第3条 補助金等の交付に関しては、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第4条 市長および上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）は、補助金等の交付の目的および効果ならびに補助事業の目的、性質および実施状況、本市の財政状況その他の状況を総合的に勘案することにより、補助金等の公正性および透明性を確保し、併せて効率的な執行に努めなければならない。

- 2 市長等は、補助金等の交付の有効性および効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、縮小、廃止その他の適切な措置を講じなければならない。

（補助事業者の責務）

第5条 補助事業者は、補助金等の交付の目的に従って誠実かつ効率的に補助事業を実施しなければならない。

(補助金等の交付)

第6条 市長等は、公益上必要がある場合として、特定の事務または事業を助成し、育成し、または奨励することを目的とするものであって、直接的または間接的に市民の福祉の増進につながると認められるものについて、補助金等を交付することができる。

2 市長等は、補助金等を交付するに当たっては、あらかじめ補助金等ごとに、補助金等の交付の目的、補助事業の内容、補助金等の交付の対象者、補助金等の額等の事項を別に定めなければならない。

3 補助金等の額は、補助事業の実施に要する費用の額を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申込み)

第7条 補助金等の交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申込書等を市長等に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長等は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該申込みに係る申込書等の審査により、補助事業の目的および内容が適正であるか否かを調査し、補助金等の交付が適当であると認めるときは、補助金等を交付することおよび補助金等の交付予定額（補助事業の完了後に当該申込みが行われる補助金等にあつては、交付額。第12条第1項において同じ。）を決定するものとする。

2 市長等は、前項の審査等により、補助金等の交付が不適當であると認めるときは、補助金等を交付しないことを決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長等は、補助金等を交付することを決定する場合において、当該補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、規則で定める条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長等は、補助金等を交付することを決定したときは、速やかに、その決定の内容およびこれに付した条件を、当該補助金等の交付の申込みをしたもの（以下「申込者」という。）に文書により通知するものとする。

2 市長等は、補助金等を交付しないことを決定したときは、速やかに、その旨およびその理由を、申込者に文書により通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長等は、補助金等を交付することを決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業を既に執行した場合における当該執行に係る部分については、この限りでない。

2 市長等が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、規則で定める場合とする。

3 前条第1項の規定は、第1項の場合について準用する。

(交付の請求等)

第12条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業者は、市長等が別に定める日までに交付予定額を市長等に請求するものとする。

2 市長等は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金等を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長等は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第8条第1項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、同項の規定により決定した補助金等の交付予定額の全部または一部について概算払または前金払をすることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止について、市長等の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の実績を記載した報告書に市長等が別に定める書類を添えて、市長等に報告しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する補助金等については、適用しない。

(1) 補助事業の完了後に第7条の規定により申込みが行われるもの

(2) 補助事業者からの報告以外の方法により補助事業の実績を確認することとしているもの

(交付額の確定)

第14条 市長等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合（同条第2項第2号に該

当する補助金等にあつては、補助事業の実績を確認した場合。以下同じ。)において当該報告に係る報告書等の審査により、補助事業の実績が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長等は、前条の調査等により、補助事業の実績が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるために必要な措置を採ることを命じるものとする。

2 第13条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(概算払の精算)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による補助金等の交付額の確定を受けた場合において、その交付額が既に交付された補助金等の額よりも少額であるときは、その差額を返還しなければならない。

(補助金等の決定の取消し)

第17条 市長等は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付予定額もしくは交付額を変更するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けようとし、または受けたとき。

(2) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について補助金等の交付額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長等は、第1項の規定による取消しをしたときは、当該補助事業者に対し、速やかに、その旨を文書により通知するものとする。

4 第1項および第2項の規定は、意見聴取の機会の付与を行つた後に行わなければならない。

(補助金等の返還)

第18条 市長等は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その

返還を命じるものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支出（補助事業の遂行により収入を得た場合にあつては、補助事業に係る経費の支出および収入）を明らかにした書類を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。

(交付状況の公表)

第20条 市長等は、毎年1回、補助金等の交付の状況を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

(加算金および遅延損害金)

第21条 補助事業者は、規則に定める補助事業者の責めに帰すべき事由による補助金等の交付決定の取消しに関し、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、規則で定める割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の交付の日を受領したものとみなす。ただし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡りそれぞれの交付の日において受領されたものとみなす。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付した金額は、当該返還を命じられた補助金等の額に優先して充てるものとする。

4 補助事業者は、補助金等の返還を命じられ、これを納期限までに納付しなかった場合において、市長等から督促を受けたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、規則で定める割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。ただし、当該遅延損害金の額の計算の基礎となる未納額に1,000円未満の端数があるときまたはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

5 市長等は、災害、不測の事故その他のやむを得ない事情があると認めるときは、遅延損害金を減額し、または免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第22条 市長等は、補助事業者が補助金等の返還を命じられ、当該補助金等、加算金または遅延損害金の全部または一部を納入しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納の額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち規則で定めるものを、市長等の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を本市に納付した場合または補助金等の交付の目的が達成された場合もしくは達成されることが見込まれる場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項本文の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金等の全部または一部に相当する金額を本市に納付することを条件とすることができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第21号

大東市情報公開条例の一部を改正する条例について

大東市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市の情報公開請求の対象となる情報について、定義の明確化をすること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市情報公開条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、実施機関」を「あって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関」に改める。

第4条の見出し中「利用者」を「請求者」に改め、同条中「受けた者は」を「請求しようとする者は、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、情報の公開を受けたときは」に、「第1条」を「同条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成 30 年 8 月 10 日に出された人事院の勧告に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規定するため。

大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例（平成7年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第23号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

教職調整額を支給すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の2」を「第28条の4」に改める。

第19条第3項を削り、同条第4項中「第2項に」を「前項に」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とする。

第3章中第28条の2の次に次の2条を加える。

（教職調整額）

第28条の3 教育職員（園長および副園長を除く。）には、その者の給料月額 100 分の 4 を乗じて得た額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

3 教職調整額の支給を受ける教育職員については、第20条および第21条の規定は、適用しない。

（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）

第28条の4 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第16条、第27条、第28条および第29条の規定ならびに大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）および大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の規定ならびにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。

第35条第2項中「（平成7年条例第31号）」を削る。

別表第5アの表およびイの表を次のように改める。

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務

2級	特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	上席主査の職務または主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	理事の職務または部長の職務

イ 再任用職員行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務
3級	上席主査の職務または主査の職務
4級	課長補佐以上の職の職務

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第5アの表4級の項の改正規定を次のように改める。

別表第5アの表中4級の項を次のように改める。

4級	上席主査の職務または主査の職務
----	-----------------

別表第6の改正規定を次のように改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第13条関係）

管理職手当額表

職	管理職手当の月額
理 事	91,100円
部 長	85,100円
次 長	71,300円
課 長	57,000円

課長補佐 (幼稚園の副園長に限る。)	40,000円
-----------------------	---------

備考 この表の左欄に掲げる職に相当すると認められる職の管理職手当の月額については、当該職を占める職員の担任する職務の内容および職責等を考慮し、かつ、この表に定める額を基準として規則で定めることができる。

付則第2項中「給与月額」を「給料月額」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第24号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「6月」を「9月」に改める。

（大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「および改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」を削る。

付則に次の1項を加える。

3 この条例による改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後に行われる医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

大東市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

大東市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立総合福祉センターの附属設備の使用料について規定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立総合福祉センター条例（昭和58年条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第10条）

第2章 身体障害者福祉センター（第11条―第13条）

第3章 老人福祉センター（第14条―第16条）

第4章 社会福祉センター（第17条―第19条）

第5章 雑則（第20条―第25条）

付則

第9条を次のように改める。

（使用料）

第9条 総合福祉センターの施設の使用料は無料とし、総合福祉センターの施設の付属設備の使用料は規則で定める額とする。

2 使用者は、総合福祉センターの施設の付属設備を使用するときは、当該付属設備を使用するときまでに前項に規定する付属設備の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第22条第1項第1号中「第11条、第14条または第17条」を「第12条、第15条または第18条」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）利用料金の収受に関する業務

第22条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第4号に規定する利用料金は、第9条第1項に規定する総合福祉センターの付属設備の使用料の額を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものと

し、当該指定管理者の収入とする。

第22条に次の1項を加え、同条を第23条とする。

- 4 第4条から第8条まで、第9条第2項および第10条（第9条第2項および第10条については、第1項第4号に規定する利用料金の收受を行わせる場合に限る。）、第13条、第16条ならびに第19条の規定は、前条の規定により総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条および第5条中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項および第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条、第16条および第19条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第4章中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第3章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第2章中第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第1章中第9条の次に次の1条を加える。

（使用料の返還）

第10条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別な事由に該当すると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 総合福祉センターの施設の付属設備の使用について必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第26号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する附属機関を追加すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市地域密着型介護サービスの運営に関する委員会の項中「大東市地域密着型介護サービスの運営に関する委員会」を「大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会」に、「地域密着型介護サービスの事業者」を「地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを行う事業者」に改め、同項の次に次のように加える。

大東市介護保険施設等事業者選定委員会	居宅サービス、施設サービスおよび介護予防サービスを行う事業者の選定についての審議に関する事務	8人以内
--------------------	--	------

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第27号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険税の賦課限度額および課税額を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の8.08」を「100分の8.33」に改める。

第4条中「24,611円」を「26,360円」に改める。

第5条第1号中「29,668円」を「30,565円」に改め、同条第2号中「14,834円」を「15,282円」に改め、同条第3号中「22,251円」を「22,923円」に改める。

第8条中「100分の2.42」を「100分の2.68」に改める。

第9条中「16,820円」を「17,634円」に改める。

第23条中「540,000円」を「580,000円」に改め、同条第1号ア中「17,228円」を「18,452円」に改め、同号イ(ア)中「20,768円」を「21,396円」に改め、同号イ(イ)中「10,384円」を「10,698円」に改め、同号イ(ウ)中「15,576円」を「16,047円」に改め、同号オ中「11,774円」を「12,344円」に改め、同条第2号ア中「12,306円」を「13,180円」に改め、同号イ(ア)中「14,834円」を「15,283円」に改め、同号イ(イ)中「7,417円」を「7,641円」に改め、同号イ(ウ)中「11,126円」を「11,462円」に改め、同号オ中「8,410円」を「8,817円」に改め、同条第3号ア中「4,923円」を「5,272円」に改め、同号イ(ア)中「5,934円」を「6,113円」に改め、同号イ(イ)中「2,967円」を「3,057円」に改め、同号イ(ウ)中「4,451円」を「4,585円」に改め、同号オ中「3,364円」を「3,527円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第28号

大東市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について

大東市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市の都市計画に定める生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため。

大東市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により、条例で定める本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 29 号

大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 232 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）が改正されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格
を定める条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「次の各号に掲げる資格のいずれか」に改め、同条第1号および第2号中「による」を「に規定する」に改め、同条第3号中「による」を「に規定する」に改め、「短期大学」の次に「（同法に規定する専門職大学（以下この号ならびに次条第2号および第3号において「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第4号中「による」を「に規定する」に改め、同条第5号中「第1号または第2号の卒業生」を「第1号または第2号の規定による卒業をした者」に、「による大学院研究科」を「に規定する大学院の研究科」に、「第1号の卒業生」を「第1号の規定による卒業をした者」に、「第2号の卒業生」を「第2号の規定による卒業をした者」に、「者」を「もの」に改め、同条第7号中「または水道環境」を削る。

第4条中「次のとおり」を「次の各号に掲げる資格のいずれか」に改め、同条第2号中「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第3号中「、工学」を「工学」に改め、「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「の卒業生」を「に規定する者」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例第3条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道および工業用水道を選択したものとみなす。

議案第30号

大東市奨学貸付条例の一部を改正する条例について

大東市奨学貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

奨学金の貸付けを受ける者に、専門職大学または専門職短期大学に進学または在学する者を加えること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市奨学貸付条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学（専門職大学および短期大学（専門職短期大学を含む。）を含む。）もしくは高等専門学校または同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）もしくは同法第134条に規定する各種学校のうち教育委員会（以下「委員会」という。）が規則で定めるものに進学または在学する者

別表中「高等学校」を「第2条第3号に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校」に、「、専修学校および」を「および専修学校ならびに」に、「大学」を「第2条第3号に規定する大学」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。